会議報告



国際監査・保証基準審 議会(IAASB)会議報告 (2020年12月会議)

国際監査·保証基準審議会 ボードメンバー

テクニカル・アドバイザー

航平

国際監査·保証基準審議会(IAASB: International Auditing and Assurance Standards Board) O ボード会議が、2020年12月7日から11 日まで開催された。今回の会議も前回と 同様、新型コロナウイルス感染症の影響 を考慮し、ウェブ会議で開催された。

日本からは、日本公認会計士協会より 甲斐幸子(ボードメンバー)、吉村航平(テ クニカル・アドバイザー)、金融庁(企業 会計審議会)より松本祥尚氏がオブザー バーとして参加した。以下、会議の概要 を報告する。

【今回の会議で決定・確認した主な事項】

	外 <i>位 被</i> 到电流
テーマ	決定・確認事項
グループ監査(ISA600)	• 重要な構成単位の概念は廃止するが、公開草
	案に受領した懸念に対応するための対応を引き
	続き模索する。
	最終基準は2021年12月に承認予定
複雑でない企業(LCE)の監査	• プロジェクト・プロポーザルが承認され、LCE監
	査向けの別基準の開発を開始することが正式に
	決定した。
	• 当該別基準の適用対象業務については、公開
	草案の作成過程において引き続き検討する。
	・ 公開草案は2021年6月に承認予定
監査証拠(ISA500)	• プロジェクト・プロポーザルが承認され、
	ISA500改訂プロジェクトを開始することが正式
	に決定した。
	• 公開草案は2022年3月に承認予定

1 最終化に向けた検討 -ISA600 (グループ監査)

IAASBは、2020年4月27日にISA600(改訂)「グループ監査」の公開草案を公表し(コメント期限:2020年10月2日)、82通のコメントレターを受け取った。今後、2021年12月に基準の最終化を予定している。今回の会議では、公開草案において提示された質問に対するコメントの多かった点を中心に、主に以下の観点から議論が行われた。

(1) ISA600の適用対象業務の範囲―「連結プロセス」

公開草案第2項では、改訂されたこの基準は「グループ財務諸表の監査」に適用されるとされている。この「グループ財務諸表」は、公開草案第9項(k)では「連結プロセスを通じて、複数の企業又はその他の事業単位の財務情報が含まれる財務諸表」と定義されているが、この「連結プロセスを通じて」という概念は、現行のISA600第9項(j)で示されている「グループ財務諸表」の定義に含まれていない新しい記述である。

これについて、公開草案に対して、「連 結プロセス」とはどういうプロセスなのか、 IFRS第10号のような財務報告の枠組 みにいうところの「連結プロセス」と同じ 意味なのか、明確化することが必要であ るというコメントが多く寄せられた。タスク フォースは、公開草案でいう「連結プロセ ス」は、財務報告の枠組みでいう「連結 プロセス」よりも広い概念であるととらえ ており、「グループ財務諸表」には、合算 財務諸表、持分法適用財務諸表、複数 の支店・部門を有する企業の個別財務 諸表まで含むと考えている。この考え方 に基づき、序説の拡充や、「連結プロセ ス」を説明している公開草案第11項の 改訂、個別財務諸表への適用可能性を

説明している公開草案A17項の改訂により、明確化を図ることを予定している。

これに関してメンバーからは、「連結プロセス」の意味合いを明確化することに対して賛同を得られたものの、複数の支店・部門を有する企業の個別財務諸表のほとんどが改訂ISA600の適用対象となってしまうことに対して懸念する意見が複数挙がっており、ISA600(改訂)の適用対象業務を決定する際にも職業的専門家の判断だけに依拠するのではなく、一定の適用指針が必要であるという意見もあった。

(2) 重要な構成単位の概念の廃止

公開草案の基本的な考え方として、リスクに基づくアプローチ(重要な構成単位の概念は廃止し、グループ監査人が、グループ財務諸表に対する重要な虚偽表示リスクを識別及び評価し、評価したグループ財務諸表に対する重要な虚偽表示リスクに基づき、リスク対応手続を決定することをより強調するアプローチ)を採用している。このうち、重要な構成単位の概念を廃止することに対して、複数のコメントレターにおいて、例えば、以下のような観点から懸念が示された。

- 特に多数の構成単位で構成される 複雑なグループ監査において、リスク 評価手続が適切に実施できない可能 性がある。
- ・ 現行のISA600であれば、重要な構成単位の監査の過程で得られた情報をグループ財務諸表のリスク評価手続に生かすことができたが、それができなくなる可能性がある。
- 構成単位の財務情報に対して最低限実施するべき手続に関するガイダンスがなくなることにより、グループ監査における手続が減少する可能性がある。

これに関してタスクフォースは、懸念に

ついて理解は示すものの、重要な構成単位の概念を維持すること自体は多くの賛同を得られていないという認識である。そのため、リスク評価手続やリスク対応手続に関して、ISA315(2019年改訂)やISA330との関連付けをより明確にすること等により、上記の懸念に対応することを予定している。これに対してメンバーからは賛同のコメントが多かったが、提案されている対応によって重要な構成単位の概念の廃止に関して指摘された懸念に対処することになるのか疑問であるといったコメントもあった。

(3) 修正済みの虚偽表示を構成 単位の監査人からグループ監 査人に報告させる要求事項

構成単位の監査人からグループ監査 人へ報告しなければならない事項として、 公開草案第44項(c)では、構成単位の監 査人が発見した未修正の虚偽表示が挙 げられている。これについて複数のコメン トレターにおいて、未修正の虚偽表示だ けでなく修正済みの虚偽表示の情報に ついても報告対象とすることが提案され た。このコメントを受けて、タスクフォース は、修正済みの虚偽表示に関する情報を グループ監査人が入手することは有用で あると考え、要求事項として含めることを 提案した。

これに対してメンバーからは、未修正の 虚偽表示に加えて修正済みの虚偽表示 まで報告することは実務上一定の負荷が かかる懸念があること、報告対象とする 場合であっても一定の閾値を設けるべき であること、要求事項とするほどの重要 な事項ではなく適用指針でも足りることと いったコメントが挙げられた。これを受け て議長より、要求事項とすることの議決 が提案され、要求事項とすることに反対 するメンバーが4名と少数であったこと から、タスクフォースは当該事項を一定の 閾値を設けた要求事項とする方向で検 討することとなった。

プロジェクト開始に向けた検 ▲ 討−複雑でない企業(LCE) の監査

ISAの改訂を続けた結果、ISAが長く 複雑化し、その結果、複雑でない企業 (Less Complex Entity:LCE)の監 査に対するISAの適用に問題が生じてい るとの指摘がある。そこで、LCEの監査 に対するISAの適用上の課題や当該課 題に対処するためにIAASBが取りうるア クションについて、意見募集を行うディス カッション・ペーパーを2019年4月に公 表し、受領したコメントの分析を行ってき た。

今回の会議では、それらのコメントを受 け、LCEの監査に適用する別個の基準 (ISA-LCE)の設定に関するプロジェクト・ プロポーザル (PP) が提示され、メンバー 全員の賛成をもって承認された。今後、 公開草案が2021年6月会議にて承認 され(コメント期間:150日)、2022年12 月に最終化が予定される。ISA-LCEを 作成するにあたっての基本的な方針は、 2020年6月会議にて議論されたとおり、 主に以下のとおりである。

- ISAと同様、リスクアプローチに基づ く合理的保証である。
- 要求事項を分かりやすく簡潔に表現
- 適用指針は含めない又はきわめて 限定的にしか含めない。
- 用語の定義は、IAASB用語集を利 用する(ISA-LCEでの用語集作成は 行わない。)。

加えて、今回の会議では、タスクフォー スが作業中の現時点でのISA-LCEのド ラフトが提示され、方向性についての議 論が行われた1。以下、今回の議論の主 な内容を記載する。

(1) ISA-LCEの適用範囲

今回の会議で提示されたISA-LCEの ドラフト序文では、適用に際して満たすべ き条件を以下のように記述している。

- 監査業務が複雑でないと考えられる こと
 - ▶ 複雑かどうかは職業的専門家とし ての判断によるものであり、ISA-LCEを適用することによって、合理 的保証の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠が入手できるかどうかが 判断基準となる。
 - ▶ 複雑性は、企業の性質や特徴、 及び適用される財務報告の枠組み のいずれか又は両方から生じる。
- 被監査会社が上場企業でないこと
- 法令等がISA-LCEの利用を制限し ていないこと

加えて、企業の性質や特徴、及び適用 される財務報告の枠組みの観点から、監 査業務が複雑であることを示す状況の 例示が記載されていた。

上場企業の監査業務を適用対象から 除外することについては、除外するべきで はないとするコメントはメンバーからは挙 げられなかった。しかしながら、それ以外 の点については、主に以下のような様々 なコメントが挙げられた。

- 監査業務が複雑であることを示す 状況の例示が詳細すぎる。IAASBと しては最低限の要件のみ決めて、具体 的な適用対象は各国が状況に応じて 設定できるようにするべきである。
- 適用範囲を決定するにあたって、職 業的専門家としての判断の要素が多 いのは、適用の一貫性の観点から懸念 であり、明確な規準を設定する必要が ある。
- 企業の複雑性や会計処理の複雑性 と監査業務そのものの複雑性は、必ず

- しも連動しない場合もあるため、それぞ れ分けて検討するべきである。
- 監査業務の複雑性は企業の複雑性 に起因する。適用対象の判断が複雑 になることを避けるためにも、企業の複 雑性にフォーカスして検討するべきで ある。
- 中小企業向け国際財務報告基準 (IFRS for SMEs)の適用対象を参 考にしてはどうか。

また、ISA600「グループ監査」が適用 となる場合をISA-LCEの適用対象から 除外すべきかどうかについても議論が行 われた。様々な意見があったものの、適 用対象に含めようとすると議論が複雑化 するため、いったんは適用対象外として ISA-LCEを策定し、公開草案で意見募 集することで進めることになった。

(2) 自己完結型の基準

タスクフォースでは、ISA-LCEは自己 完結型(Stand-alone)の基準とするこ とを想定している。作成にあたっては、以 下のような方針に基づいて進めることが 提案されている。

- ISAの全ての要求事項を含めるわ けではなく、LCEの監査に適用するべき 「コア」となる要求事項だけを含める。
- ISA-LCEに記載のない事項につい て、ISAを参照することは求めない(た だし、参照を妨げるものではない。)。
- ISAの知見を持たない監査人にも利 用可能な基準とする。

自己完結型の基準とすることについて は、概念としては賛同を得たが、実務的 な側面から主に以下のコメントが挙げられ た。これらのコメントを受け、引き続き ISA-LCEのドラフトを進めていくことと なった。

 ISAの知見がない監査人が、ISA-LCEを実際の監査実務に一貫性を もって適用するには、適用指針がないと 非常に難しいと思われる。

- 効率的な監査を実現するために、要 求事項が何を要求していないかを明確 にすることは重要であり、そのためには 適用指針が重要である。
- 現在の監査人はISAの知見がある ので、このISA-LCEのドラフトを読ん でも理解できるだろうが、時間が経って ISAの知見がない監査人が多く現れた 場合に、はたして、このような短い基準 で適用可能かどうかは疑問である。
- 適用指針に相当する部分を、ISA-LCEの導入ガイダンスとして提供する ことも一案である。

(3) ISA-LCEの構成

今回提示されたISA-LCEのドラフトで は、以下のとおり、全体を9つの章 (Parts)に分けている。監査業務全体に 関連する [基本的な概念及び原則]、「業 務の品質マネジメント」及び「監査証拠」 を冒頭に配置した上で、以降の章は監査 業務の流れに沿って配置している。

- ① 基本的な概念及び原則(目的、十分 かつ適切な監査証拠の定義、職業的 懐疑心等)
- ② 業務の品質マネジメント(監査責任 者に対する品質マネジメントの要求事 項)
- ③ 監査証拠
- ④ 契約の新規の締結及び更新
- ⑤ 監査計画
- ⑥ リスク評価手続
- ⑦ リスク対応手続
- (8) 結論
- ⑨ 意見の形成と監査報告

各章は、序文、目的、要求事項、コミュ ニケーションの要求事項、文書化の要求 事項で構成されている。これらのISA-LCEの構成については、メンバーから概 して賛同が示された。なお、上記②の章 に関して、ISA-LCEに準拠した監査にお いても品質は重要であり、ISA220の要 求事項は原則として全てISA-LCEに織 り込むべきであるとのコメントがあった。

(4) 監査報告書における記述

ISA-LCEに準拠した監査を行い、監 査報告書を発行する場合に、監査報告 書において「国際監査基準に準拠して」 と記載するか、又は「ISA-LCEに準拠し て」と記載するかについて、タスクフォー スでは検討を進めており、ボードメンバー は意見を求められた。一部のメンバーか らは、現段階でポジションを決めるのはま だ早く、さらなる検討が必要であるとのコ メントがあったが、大部分のメンバーは、 監査報告書の利用者が、監査人が準拠 した基準を適切に理解できるよう、透明 性の観点からISA-LCEに準拠した旨を 明示的に記載するべきであるとのコメント だった。

プロジェクト開始に向けた |検討-監査証拠

現行のISA500 「監査証拠」は、今日 のテクノロジーの発展や情報ソースの種 類の変化に対応できていないとの指摘が ある。監査証拠タスクフォースでは、以前 から監査証拠の課題に関する情報収集 を続けてきた。今回の会議では、それら の情報をもとに、ISA500及び関連する 他の基準の改訂に関するプロジェクト・プ ロポーザル (PP) が提示され、メンバー全 員の賛成をもって承認された。今後、公 開草案は2022年3月会議にて承認され (コメント期間:120日間)、2023年6月 に最終承認予定である。

加えて、今回の会議では、プロジェクト で検討対象としている一部の論点につい て議論が行われた。主な内容は以下の とおりである。

(1) ISA500の目的及び範囲

現行のISA500では、目的において

「……十分かつ適切な監査証拠を入手 できるように監査手続を立案し実施する こと。| と記載されているが、タスクフォー スは、ISA500は監査手続の立案と実施 に焦点を当てるべきではなく、監査証拠と して使用される情報の十分性と適切性に ついての判断に焦点を当てるべきである と考えている。すなわち、本来、監査手続 の立案と実施はISA330「評価したリス クに対応する監査人の手続」等で言及さ れるべきであるという観点である。

この点については多くのメンバーから 替同を得たが、一部のメンバーからは、手 続に関する言及がISA500に含まれてい ると実務上どのような支障が出ているの だろうか、ISA500が純粋に十分かつ適 切な監査証拠の判断にのみ焦点を当て ることによって、ISA全体でみたときに抜 け落ちてしまう考慮要素がないだろうかと いったコメントも挙がっていた。これを受け て、他のISAとの関係性を十分に考慮し ながら進めることとなった。

(2) 監査証拠により形成される心 証の程度(Persuasiveness) の概念

十分かつ適切な監査証拠の評価に関 連して、タスクフォースは新たに監査証拠 により形成される心証の程度(Persuasiveness)という概念を導入することを 提案している。この概念は、ISA500以 外の他のISA(例:ISA330第7項)で は使われており、米国公認会計士協会 (AICPA) における監査証拠の基準であ るAU-C500でも既に取り入れられてい る。十分性と適切性が相互に関連して 監査証拠により形成される心証の程度 が決まるという関係になっている。

これに関しては、メンバーの多くから、 概念としては理解できるものの、この概 念の導入によって実務上どのような便益 があるか不明である、既存の概念である 監査証拠の十分性・適切性との関係性 の理解や定義付けが難しいことから混乱 が起きる懸念があるといったコメントが挙 げられ、タスクフォースで引き続き検討す ることとなった。

(3) 監査証拠として利用する情 報の検討要素

タスクフォースは、監査証拠を「監査手 続が実施された情報」として定義するこ とを検討しており、「監査証拠は情報であ る」という観点は現行ISA500とも共通 している。この情報を監査証拠として採 用する際の検討事項として、タスクフォー スは目的適合性(Relevance)と信頼性 (Reliability)の観点から、以下の情報 の属性 (Attributes) に関するリストを開 発することを提案している。

- 目的適合性:理解可能性(Understandability)、関連性(Relation)、 影響 (Impact)、正確さ (Precision)
- 信頼性:真正性(Authenticity)、 正確さ(Accuracy)、偏向(Bias)、 網羅性(Completeness)、承認 (Authorization)、真実性(Credibility)

この点について、多くのメンバーからは、 概念として導入すること自体は支持する ものの、このリストがチェックリスト化してし まい、監査証拠として利用する全ての情 報に関する全ての属性を検討して文書 化することが求められる懸念があるため、 どのように利用するかを明確化するべき であるというコメントが多く挙げられ、タス クフォースで引き続き検討することとなっ た。

(4) 情報ソース(情報源)の区別

現行のISA500.A31においては、一 般的に外部証拠は内部証拠よりも証拠 力が強い旨が示されているが、この点は 今日の状況には必ずしもそぐわないと指 摘されている。そのためタスクフォースは、 監査証拠として利用する情報の情報源 が企業外部であるか企業内部であるか を区別せず、監査証拠として利用するた めの手続(Work Effort)にも差を設け ないことを検討している。

これについては、概念としては理解でき るものの、実務においては外部の情報源 から入手した情報を監査証拠として利用 できるか否かを評価するにあたり、その信 頼性を評価するのは困難である、監査証 拠として利用されるべき情報の属性の1 つとして挙がっている真実性(Credibilitv)の判断においても情報源は考慮され るため、企業外部と企業内部の区別は維 持するべきである、情報源が企業外部か 企業内部かによって、その情報の信頼性 を確かめるための手続は異なるはずであ るといったコメントが挙げられ、タスクフォー スで引き続き検討することとなった。

最終化に向けた検討一拡張 された外部報告

拡張された外部報告(Extended External Reporting: EER) に関して、 IAASBは2020年3月に、EERに対す るISAE3000(改訂) 「財務情報の監査 及びレビュー業務以外の保証業務に関 する基準」の適用に関連した規範性のな いガイダンス文書の公開草案を公表し (コメント期限:2020年7月13日)、43通 のコメントレターを受け取った。今回の会 議では、主に以下の観点から改訂された ガイダンス文書のドラフトがタスクフォース から提示された。

- 表題に「ISAE3000を適用するにあ たっての」を追加し、準拠するべき基準 を明確にした。
- 実際の業務の流れに合わせて、保 証報告書に関する章を末尾に移動し
- ガイダンス文書の付録として、

ISAE3000(改訂)の要求事項に沿っ て、限定的保証と合理的保証の主な 違いを説明する表を作成した。

- ガイダンス文書の付属文書(Supplement B) にある適用事例の内容 見直し・事例の追加を行った。
- その他、記述の重複の解消や "Plain English"の利用により、読み やすい文章とした。

これらの改訂により、多くのメンバーか らガイダンス全体が読みやすく、分かりや すくなったという肯定的なコメントが挙げ られた。その上で、主に以下の指摘が あった。

- 限定的保証と合理的保証の違いを 説明する表について
 - ▶ 限定的保証に関して、保証水準 が相対的に低いもの(想定利用者 の主題情報に関する信頼を少なくと もある程度高めるであろうと想定さ れる水準)と相対的に高いもの(合 理的保証に近い水準)の2つに区 分しているが、この分類は混乱を招 く可能性が高いので賛成できない。
 - ▶ 限定的保証は保証水準が様々に なりうることは理論的には正しいが、 今後のEERの発展によって保証水 準が一定水準に収斂することもあり うる。将来的に誤解が生じることの ないよう、現在の2つの区分は1 つの例でしかないことを明記すべき である。
 - ▶ 保証の水準を考える際には、単に 高い・低いという二択ではなく、スペ

クトラムの概念を用いるとよい。

- Supplement Bの適用事例は多い ほうが有益であり、限定的保証の事例 を増やすと有益である。
- 虚偽表示の重要性評価(第9章) の観点に、ダブル・マテリアリティ(サス テナビリティ課題が企業に与える重要 性・企業がサステナビリティ課題に与え る重要性の両方を重視する考え方)や ダイナミック・マテリアリティ(現在の状 況だけでなく、社会や環境の変化に応 じて重要性も変わっていくという考え 方)の要素を含めることについては、概 念としては理解できるものの、現在 IAASBがISAにおいて採用している 虚偽表示の重要性の考え方とは異な る。また、公開草案化していない新しい 概念を最終段階で導入する結果にな ることに懸念がある。

これらを受けて、タスクフォースでは、引 き続きガイダンスの改訂作業を行う予定 になっている。次回2021年3月会議に おいて改訂ガイダンスが提示され、最終 化することを予定している。

<注>

1 今回の会議において提示されたISA-LCEのドラフトは、方向性の議論の参考と する目的でのみ提示されており、その詳 細についての議論は行われていない。今 回の会議で議論された内容を受けて改訂 したドラフトが次回2021年3月会議にて 提示され、具体的な内容が議論される予 定である。